健康保険 任意継続被保険者 資格喪失 申出書

喪

下記の①から④の資格喪失事由により、任意継続被保険者の資格を喪失するための申出書です。
（①から④以外の理由では、この申出書を提出することはできません。）

被保険者情報				
被保険者等	記号 9975 番号			
氏 名	（フリガナ）	生年月日	昭和 平成 年 月 日	
住 所	〒 ー 都・道 府・県			
		電話番号 （日中の連絡先）	（ ）	

注：記号番号はマイナポータル・資格情報のお知らせ・資格確認書でご確認ください。

▷ 該当する資格喪失事由に✓を付け、該当項目をご記入ください。

資格喪失事由	
	□ ① 健康保険（または船員保険）の被保険者資格を取得したため
	□ ② 被保険者が死亡したため
	□ ③ 後期高齢者医療制度の被保険者となったため
	□ ④ 任意継続被保険者でなくなることを希望するため

【 添付書類と留意事項 】

喪失事由	添付書類	留意事項
①の方	● 任意継続被保険者の被保険者証（被扶養者分を含む）か資格確認書 ＊高齢受給者証や限度額認定証などの交付を受けている場合は併せてご返却ください。 ● 新たに取得した資格情報のお知らせの写し、又は資格確認書の写し	○ 資格喪失年月日は、新たに取得した被保険者証の資格取得年月日となります。 ○ 保険料は、資格喪失月の前月分までとなります。
②③の方	● 任意継続被保険者の被保険者証（被扶養者分を含む）か資格確認書 ＊高齢受給者証や限度額認定証などの交付を受けている場合は併せて ＊高齢受給者証や限度額認定証などの交付を受けている場合は併せてご返却ください。	○ ②の方は死亡日の翌日が資格喪失日となります。
④の方	● 任意継続被保険者の被保険者証（被扶養者分を含む）か資格確認書 ④が資格喪失事由の場合、申出月の月末までは被保険者証を使用することできます。月末まで被保険者証を使用する予定がある場合は、この申出書に被保険者証は添付せず、申出月の翌月１日以降に東京都鉄二健康保険組合業務課あてに送付ください。 （高齢受給者証・限度額適用認定証なども同様となります。）	○ 資格喪失年月日は、この申出書を健保組合が受理した日の属する月の翌月１日となります。 ○ 保険料は、この申出書を健保組合が受理した日の属する月分までかかります。 ○ 申出後にこの資格喪失を取り消すことはできません。

注：資格取得月に資格喪失となった場合は、資格喪失月の保険料はかかります。

健保組合記入欄	年 月 日 喪失

東京都鉄二健康保険組合